

●香川県選挙管理委員会告示第18号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年1月27日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙区	制限額
香川県第1区	25,923,900円
香川県第2区	22,796,800円
香川県第3区	22,535,300円